

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

- 建築基準法による一団地の区域……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（三件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…四
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…五
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………（福祉保健局保健政策部国民健康保険課）…七
- 漁船損害等補償法による付保義務の同意を求めるための届出……………（産業労働局農林水産部水産課）…七
- 銃砲刀剣類所持等取締法による行政処分について  
の公開の聴聞……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…七
- 開発行為に関する工事を完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…九

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…九
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………（同）…〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………（下水道局）…〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………（同）…二
- 平成二十九年危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の実施……………（東京消防庁）…二
- 平成二十九年年度防火管理講習及び防災管理講習の実施……………（同）…三
- 平成二十九年年度自衛消防技術試験の実施……………（同）…六
- 消防法に基づく命令……………（同）…六

## 告示

### ●東京都告示第百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区粕谷二丁目百五番一、同番 平成二十九年一月五日  
四の一部、二百五十五番一及び南烏  
山一丁目二百三十三番八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

### ●東京都告示第百七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

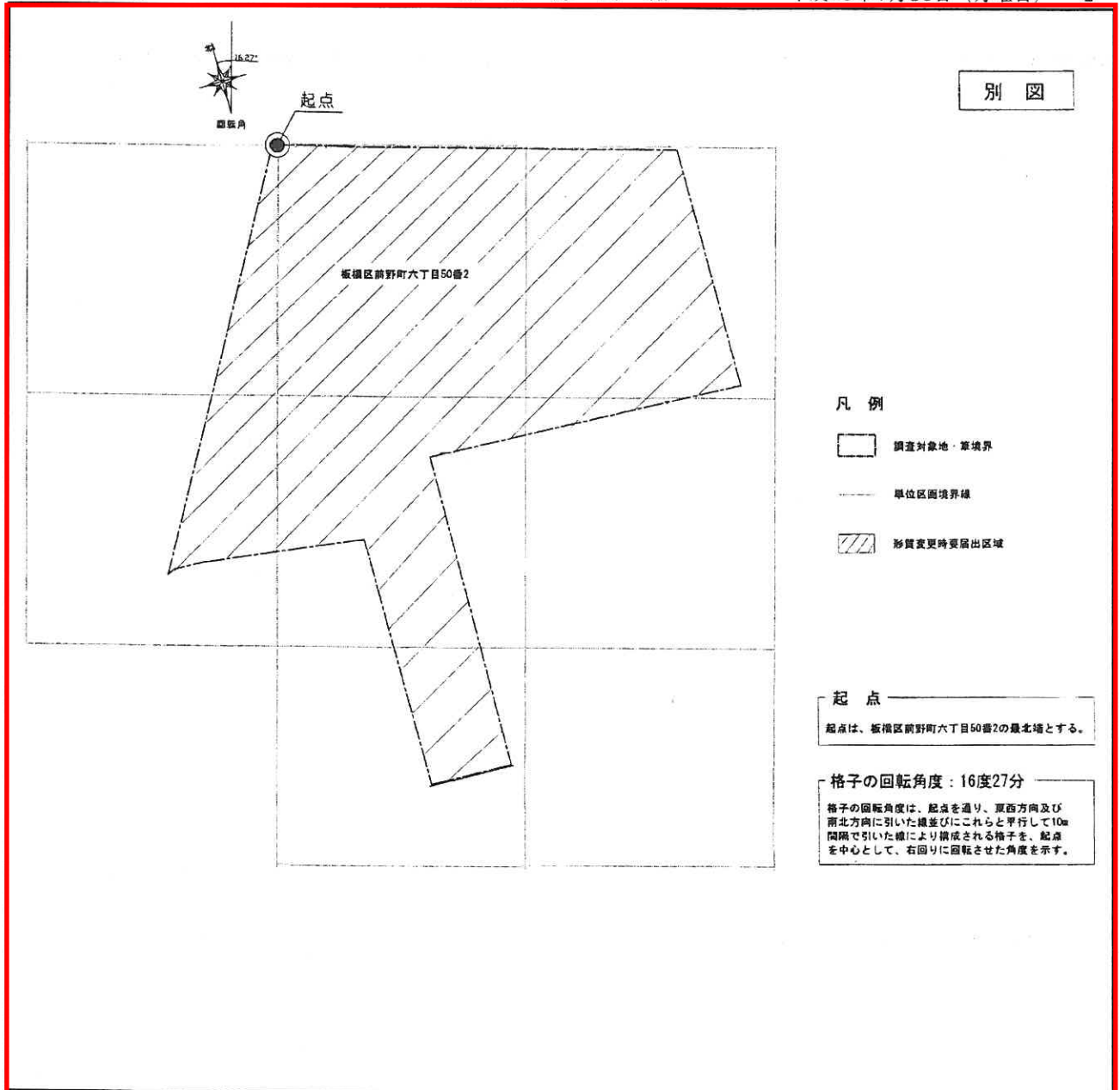
平成二十九年一月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区前野町六丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに鉛及びその化合物



別図

- 凡例
- 調査対象地・葦境界
  - 単位区画境界線
  - 形質変更時要届出区域

**起点**  
 起点は、板橋区前野町六丁目50番2の最北端とする。

**格子の回転角度：16度27分**  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区海岸二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物